

商店街応援 キャンペーン 補助金

商店街を応援します!



補助上限額

200万円



第1回目
募集締切

令和6年 6月7日 金

第2回目
募集締切

令和6年 7月5日 金

事業期間

令和7年2月28日まで



商店街振興組合等が行う
イベント等にかかる必要経費の
10分の10以内を補助します!

総予算との兼ね合いで補助金額を減額しての採択の
可能性があります。

消費税が原則課税（一般課税）の団体については、消費税を除いた
金額が補助対象となり、簡易課税や免税の団体については、消費税
を含んだ金額が補助対象となります。

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を持った商店街組織
- (2) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。※「法人化されていない任意の商店街組織」とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して一定程度立地している商業集積地区からなる組織。
- (3) その他山口県商店街振興組合連合会理事長が適当と認める団体。※ 適当と認める団体とは、(2)に類する団体とし、理事長がその都度、判断するものとする。

対象事業

対象者である商店街振興組合等が行うイベント等の取組を行う事業。
(商工会議所や商工会等との共催や、既存のイベント等の振替についても可)

【具体例】

- ・6次産業化・農商工連携などの取組による展示即売会などを行うふるさと物産展を開催
- ・地元団体が出店し、地域産品や飲食物を販売する地域の産業祭の開催
- ・商店街で使える商品券の発行及び地元農産物等の特売を実施
- ・商店街でキャッシュレススタンプラリー、くじ引き、bingo大会等を実施など

補助対象経費等

イベント等の取組に要する経費のうち、人件費、消耗品費、原材料費、賃借料、設営費、運搬費、謝金、旅費、印刷製本費、広報費、外注費、委託費、その他事業の実施に必要と認められる経費

※ 備品購入、施設整備に係るものは補助対象外とする。

※ 消耗品費については、事業を行うために必要な物品であって、備品（取得価額が10万円以上（税抜）のもの）以外の購入に要する経費とする。

詳しくは
こちらまで
お問合せ
ください



山口県商店街振興組合連合会（山口県中小企業団体中央会／担当：岡村・前田）

083-922-2606 okamura@axis.or.jp

詳細・申請書はこちらまで ➡ <https://y-akindo.com/> | 山口県 商店街

